

大阪市立鷹合学校 P T A 個人情報取扱規則

第1条 目的

この個人情報取扱規則（以下「本規則」）は、大阪市立鷹合学校 PTA（以下「本会」）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めることにより、本会の活動の適正かつ円滑な運営を図るとともに個人情報の適正な収集、利用、管理を図り、もってプライバシーの保護を実現することを目的とする。

第2条 定義

本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 委員：本会の実行委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 教職員代表：本会の役員会及び実行委員会に出席する教職員の代表をいう。
- (7) 従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

第3条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる活動を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 管理者

1. 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示、訂正の請求および苦情の申し出に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を、各活動を分掌する委員会の長に委任することができる。

第5条 取扱者

本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員及び各実行委員会とする。

第6条 利用目的の特定

本会が取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会役員・会計監査委員・実行委員名簿の作成・配布
- (2) 本会の活動に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・会計監査委員・実行委員選出等の推薦活動
- (4) PTA会費の集金・管理業務等に関する連絡
- (5) 旗当番に関する名簿等の作成
- (6) サマーフェスティバルステージ出演者や体験教室、人権上映会、ジヤベリックボール大会、親子ハイキング、ふとん太鼓、図書ふれあいおたのしみ会、ちょうちんの集い等本会活動に関する名簿等の作成
- (7) 総会の議決
- (8) 問い合わせまたは依頼等への対応

第7条 個人情報の取得

本会は、個人情報を取得するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

また、取得する個人情報は前条に定めた利用目的に必要な最小限のものとし、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに病歴、社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

第8条 個人情報の利用の制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第6条に定めた目的の達成に必要な範囲を超えて取得した個人情報を利用してはならない。

第9条 個人情報の管理

- 1. 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
 - (1) 紛失、破損その他の事故防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
 - (4) 個人情報の適切な引継ぎ
 - (5) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条 第三者への提供の制限

1. 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。
 - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第11条 第三者への提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（前条第1項第1号から第4号の場合および都道府県、市区町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供日付
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

第12条 第三者提供を受ける際の確認等

個人情報を第三者（前条第1項第1号から第4号の場合および都道府県、市区町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。ただし、事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

第13条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第14条 情報の開示等

本会は、本人から保有する個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第16条 漏えい時などの対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがある事を把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告し、報告内容の調査および適切な措置が遅滞なく行われなければならない。

第17条 周知

本会において取得し保持する個人情報の取扱方法については、総会資料など適切な方法により周知する。

第18条 研修

個人情報保護管理者は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第19条 改定

法令の改正および実務上の不備が生じた場合は、本会役員会において審議し、その承認をもって本規則を改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第16条に定める方法により周知する。

附則

本規則は、2024年4月22日より施行する。